

「ふくしま農業女子ネットワーク」統一愛称・ロゴマーク利用に関する規程  
平成29年3月16日

第1 目的

この規程は、「ふくしま農業女子ネットワーク規約」第9条で定める統一愛称・ロゴマーク(以下、「愛称・ロゴマーク」という)の利用に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2 利用上の遵守事項

- ① 「ふくしま農業女子ネットワーク規約」第9条により愛称・ロゴマークを使用することができるネットワークの構成員及び応援団は、利用に際して、色遣いや背景色等については、別に定める「ふくしま農業女子ネットワーク ロゴマニュアル」の規定に従う。
- ② ネットワークの構成員及び応援団は、ロゴマークをモチーフとした別なマーク等の作成を希望する場合は、ネットワーク事務局（福島県農林水産部農業支援総室農業担い手課）と、事前協議する。
- ③ ネットワークの構成員及び応援団以外によるロゴマークの利用は、事務局が特別に許可した場合を除き、これを認めない。

第3 規程の改訂

本利用規程は、必要に応じてネットワーク事務局にて改訂を行う。

附則

本利用規程は平成29年3月16日より施行する。

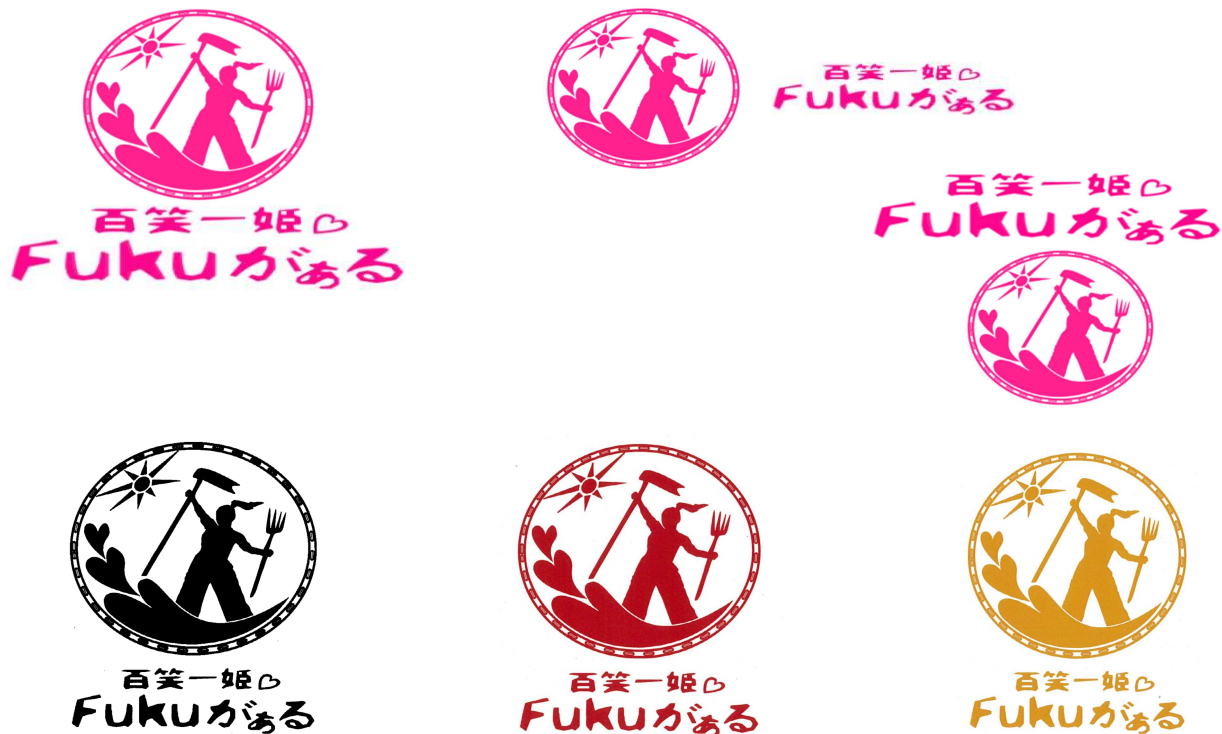
# ふくしま農業女子ネットワーク愛称・ロゴマークマニュアル

平成29年3月16日

## 1. ふくしま農業女子ネットワーク 基本形

\* 愛称ロゴとの位置関係は特に定めない。

\* カラー指定は基本色であるが、背景や使用環境も影響することから特に指定はしない。



## 2. ロゴマーク（愛称ロゴ除く）使用の場合



## 3. 愛称ロゴ単独使用の場合



## 4. 使用例

名刺、店頭ポップ、商品貼付、のぼり、ユニフォーム等